

(2) 加算要素

- ▶ 関税定率法第4条第1項第1号～第5号に規定された費用等の額を「加算要素」といい、現実支払価格に含まれていない場合は、加算の対象となります。

定率法第4条第1項

1号 輸入港までの運賃等

2号 手数料・容器包装の費用

3号 無償又は値引きして提供される物品・役務

4号 特許権等の使用に伴う対価
(ロイヤルティ等)

5号 売手帰属収益

イ 仲介料その他の手数料

ロ 容器の費用

ハ 包装に要する費用

イ 組み込まれる材料・部分品等

ロ 製造のための金型・工具等

ハ 製造過程で消費する物品

ニ 製造に関する技術・設計等（役務）

- ▶ 現実支払価格に含まれていないもののみを加算します。
加算要素に該当するものであっても、現実支払価格に含まれているものは加算しません。
- ▶ 加算すべき額は、客観的かつ数値化された資料に基づいて加算します。加算すべき必要があり、客観的かつ数値化された資料がない場合は、原則的な方法以外の方法により課税価格を計算することとなります。
- ▶ 加算すべき額が一括して支払われている場合は、輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により輸入貨物へ按分して課税価格に算入することが原則です。
ただし、以下の場合は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括加算することができます。

3号 無償又は値引きして提供される 物品や役務	・ 輸入者から希望する旨の申し出があること ・ 課税上支障がないと認められること (注)
1号 輸入港までの運賃等	・ 輸入者から希望する旨の申し出があること ・ 課税上支障がないと認められること (注) ・ 個々の貨物への按分が困難であること
2号 手数料・容器包装の費用	
4号 特許権等の使用に伴う対価 (ロイヤルティ等)	
5号 売手帰属収益	

(注) 例：関税率が異なる複数の貨物に係る加算要素を1つの貨物に一括加算することは、課税上支障があります。